

令和 8 年 9 月 17 日

関係機関各位

独立行政法人農林漁業信用基金

林業信用保証における「最大 5 年間の保証料免除」の開始について  
(「令和 8 年梅雨前線豪雨、令和 8 年 8 月千葉豪雨等による災害(仮称)」への措置)

平素より、農林漁業信用基金の林業信用保証につきまして、御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記の災害により被災された皆様に対し、心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

さて、9 月 17 日付で、林野庁は標記の災害を「林業・木材産業災害復旧対策保証」の対象とする災害に指定したことから、本保証において最大 5 年間の保証料免除を行うこととしました。

当該保証は、補助金の対象とならない小規模な事業用施設の復旧や主要取引先の被災による売上減少等に対応するために必要な資金等への保証も可能です。

つきましては、林業者・木材産業者の皆様から、被災による資金繰り等に係る御相談があった際には、当該保証を御案内いただきますとともに、前広に当信用基金まで御連絡いただけますと幸いです。

【林業・木材産業災害復旧対策保証の概要】

保証割合 : 原則100%保証

保証料 : 最大5年間の保証料免除が受けられます

保証限度額 : 8,000 万円

保証期間 : 運転資金 5 年以内 (長期 7 年以内)

設備資金 15 年以内 (返済据置期間は 2 年以内)

保証対象者 : 林業・木材産業を営む方で、災害により直接的又は間接的に被害を受けた方

※詳しくは、当信用基金ホームページを御参照ください。

【お問い合わせ先】

(都道府県、林業関係団体、林業者・木材産業者の皆様)

林業信用保証管理部 宮崎、多治見 電話 : 03-3434-7825 FAX : 03-3434-7837

E-mail : kikin-ringyo@jaffic.go.jp

(融資機関、保証を御利用中の林業者・木材産業者の皆様)

林業信用保証業務部 吉井、西邑 電話 : 03-3434-7826 FAX : 03-3434-7837